

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和元年度第3/四半期(令和元年10月～令和元年12月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあっては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和2年2月10日	第十八鴻丸	まぐろ 延縄漁 船	三浦 正治	宮城県 気仙沼市	令和元年10月28日	・発航前の検査や航海当直基準に 従った適切な航海当直の実施に関 する違反	戒告処分 (船員法第8条、 同第14条の4等)	東北 運輸局
令和2年2月10日	大千丸	曳船	有限会社大野海運 (法人番号：5470002 014707) 代表取締役 大野 哲敬	香川県 坂出市	令和元年10月11日	・航海当直基準に従った適切な航 海当直の実施に関する違反 ・法定書類等の船内備置に関する 違反	戒告処分 (船員法第14条の 4、同第67条等)	四国 運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先（管轄局）

東北運輸局海上安全環境部 運航労務監理官 電話022-791-7511

四国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官 電話087-802-6830